

# 回覧

## 町道敷における支障木等の剪定・伐採について

住宅の庭木や生け垣、所有する山林の樹木などが町道敷まで伸び、安全な通行の妨げとなっている個所があります。見通し不良や、強風・降雪等により枝の落下・落雪が原因で、通行車両や歩行者の事故につながる恐れがあります。

これらの支障となる木々は、危険を及ぼす状態であっても町で剪定や伐採をすることはできませんので、所有者による適切な管理をしてくださるようお願いします。

なお、車両や歩行者の安全な通行確保、および冬期間の除雪作業に支障があると判断した場合や、強風等による倒木は所有者に連絡なく剪定・伐採、処理させて頂きませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

### 木々の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した際、所有者が賠償責任を問われる場合があります。事故防止のためにも、事前に危険となる木々がないかをご確認のうえ、極力所有者の責任で木々を処理してください。

### 「支障木等となる範囲」

